



道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について、茨城県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和42年茨城県公安委員会規則第7号）の規定により、公安委員会から委任された公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 2 日

茨城県警察本部長

滝澤

幹 滋



記

- 1 聴聞の期日
- 2 聴聞の場所

令和8年6月16日

東茨城郡茨城町大字長岡3783-3

茨城県警察本部交通部運転免許センター1階 聴聞会場